

別記(四)

昭和五年六月三日

様

星製菓株式會社

拜啟

一 去月廿九日附手紙を以て引續き御出社被下様お願申上りて置き、まことに不拘末に御出勤之否
 二 殊に昨今は誤解の生じ易い場合でありますから、御出社お願申上ります
 三 萬一御差支あり其の旨の詳細と併せて何日より御出社下さるか至急御返事願ひます
 四 尚五月分給料の支拂の進水にて申譯ありませぬか當日出勤者へ封して去る世日に其の報を致
 貴方へ分は貴方にお任せせられたい代表者へ男子十八日、女子十二月の割合で本日御返
 本月分は額未定十日迄に全部支拂は豫定であります
 何卒不更御返事願ひ申上ります

拜

勞秘第一七六八號

昭和五年六月六日

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達 謙藏 殿

社會局長官 吉田 茂 殿

各廳 府 縣 長官 殿 (北海道、京都、大阪、神奈川、兵庫、愛知、靜岡、福島)

星製菓株式會社勞働爭議ニ關スル件 (再第九報)

5.7.5
1338

- (1) 會社於テハ企業成リ未拂給料を返付し、更に被下退社、市先各箇支給の通告ヲ
 致シ
- (2) 爭議中初ニハ実行委員會、決議ニテ労働及交渉等部署ヲ定メ支々交渉セルモ
 進展セズ他面男女工、風紀問題ニ付、困難ナルニヨリ六月午後七時、家族大會ヲ
 本部内ニテ開催、市定十一、五日労働日報第四号ヲ發行
- (3) 社員聯盟ニテハ実行委員會社下交渉セルモ未ダ具体化セズ
- (4) 連日テモテ散行セルニヨリ所轄署ニ於テハ取締員ヲ増加シ、取重警備中ニテ昨五日ハ
 何等事故ナシ